

くらしの

鍵

商品やサービスを購入する際の契約の問題、架空請求、パソコンや携帯電話のインターネットにおける情報利用料に関するトラブルなどが増え続けています。ここでは、暮らしに役立つ消費生活の基礎知識を紹介します。

No.13

困ったときは、早めに相談を

消費者相談

(市役所2階 相談室)

毎週水曜日10時～15時

消費者被害注意情報

催眠商法にご用心

今年9月に島根県西部で、サービス品を配る方法で民家などに客を集め、温熱治療器を販売する事例が連続発生しました。

その手口は、最初は安価な日用品を早い者勝ちで手を挙げさせ無料で配布、最終的には高額な約20万円の「温熱治療器」を売りつけるものでした。

契約後、県消費者センターに解約の相談をした高齢者の多くは、会場の雰囲気にもみ込まれ、はずみで購入したというのが実態のようです。

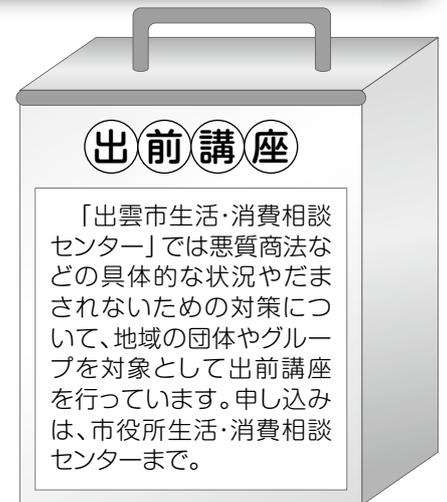


🔒 だまされないためのかぎ

- ただより高いものはありません。安易に会場に行かないことが一番です。
- 仮に会場に行っても、業者のペースにのみまされず、不審だと感じたら、すぐ会場を出ましょう。
- 見知らぬ業者に会場を貸し出すことはやめましょう。

🔒 契約してしまったら

- 催眠商法は、クーリングオフが適用されますので、契約書を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件で解約できます。



●おたすね／生活・消費相談センター(☎21-6682)

広報 いずも 第88号

毎月第2・4木曜日発行

(発行日の一部変更する月があります)

発行日:平成20年(2008)11月13日

発行:出雲市

編集:広報情報課

〒693-8530 出雲市今市町109-1

TEL(0853)21-8578・FAX(0853)21-6509

Mail:kouhou@city.izumo.shimane.jp

出雲市のホームページ

<http://www.city.izumo.shimane.jp/>

市政や広報へのご意見・ご質問は
広報情報課または各支所の地域振興課へ

平田支所 TEL63-3111 湖陵支所 TEL43-1212

佐田支所 TEL84-0111 大社支所 TEL53-4444

多伎支所 TEL86-3111

国民健康保険料第5期
後期高齢者医療保険料第5期の
納期は

11月17日(月)～
12月1日(月)です。

期限までに忘れず納めましょう

●市民税課(TEL21-6703)●